平成２３年（フ）第４８８号
岐阜市西荘２丁目10番14、住民票上の住所岐阜市西荘４丁目１番32―203号　ブラウンシティー715
債務者　田嶋　健司
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４８９号
岐阜市西荘２丁目10番14、外国人登録原票上の住所岐阜市西荘４丁目１番32―203号　ブラウンシティー715
債務者　田嶋里華こと　李　　里華
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４９１号
岐阜県羽島市小熊町外粟野３丁目84番地
債務者　春木　隆介
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４９２号
岐阜県本巣郡北方町高屋白木３丁目62番地の２
債務者　太田設備こと　太田　竜成
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４９４号
岐阜市大福町６丁目18番地　ヴィップ高橋306号室
債務者　板敷　正子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１６３６号
名古屋市名東区天神下147番地　市営天神下荘４棟902号
債務者　藤原喜代香
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８０４号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番15―1402号
債務者　名東佐知子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８５６号
神戸市垂水区川原２丁目１番26―701号、申立時の住所神戸市垂水区宮本町３番２号　カレント北川303号
債務者　浜西　　徹
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９７１号
神戸市須磨区白川台７丁目９番地の14
債務者　有光　友佳
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１００６号
神戸市長田区浜添通３丁目４番10号　白鷹真野マンション303号、従前の住所神戸市長田区久保町４丁目１番５号
債務者　戎　　稔
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０４４号
神戸市兵庫区大開通10丁目３番９号　シャトー第３神戸304
債務者　髙橋　佑宜
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０６９号
神戸市東灘区住吉南町２丁目12番17―602号
債務者　野村　和子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０７６号
神戸市長田区御蔵通２丁目13番地の１　ウイング神戸905号
債務者　田代登志美
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０９４号
兵庫県三田市上青野1433番地９
債務者　吉田　　来
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０９５号
兵庫県三田市上青野1433番地９
債務者　吉田美佐子
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１０５号
神戸市長田区三番町２丁目７番地の１　市住21―310号
債務者　土谷　和義
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１２５号
神戸市北区京地１丁目18番地の13、従前の住所神戸市北区有野台１丁目６番A15棟401号
債務者　中川　洋輔
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部